

東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.41

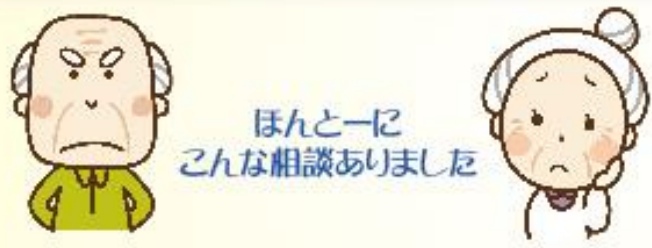
発行：東濃西部広域行政事務組合

自転車用レインウェア

2015年6月1日に施行された改正道路交通法により、自転車で傘を差すなど「ながら運転」で交通事故を起こし、安全運転義務違反で検挙されるなど、自転車の運転に関する危険行為により3年以内に2回以上検挙された人には「自転車運転者講習」の受講が義務付けられました。このような背景から、今後レインウェアを着て自転車に乗る機会が増えると思われ、専用の商品も販売されています。

国民生活センターでは、レインウェアを着て自転車に乗る際の注意点などの情報提供を行っています。正しく着用しなかった場合には、駆動部分へのウェア巻き込みや視界の妨げにより、重大な事故につながる可能性があります。

4月、新生活の始まりやあたたかくなることで、自転車に乗る機会も増えます。安全な運転を楽しみましょう。



2、3年後に、近所に大型スーパーが出店することになっている。先日「大型スーパー建設の出資を募集している。」との電話があり、現金を宅配で送るよう言われた。現金とわからないように送る方法を細かく説明された。送付宛先には出店予定の大型スーパーの名前が入っているが・・・。

宅配便で現金を送ることは禁止されているため、このような電話は詐欺だと思われます。イオンの出店計画の報道から、このような電話が増える可能性がありますのでご注意ください。

2月の相談件数

新規・継続合計 (■=10件 ■=1件)

店舗購入	■ ■ ■ ■ ■ 22件
訪問販売	■ ■ ■ ■ ■ 5件
訪問購入	0件
通信販売	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ 26件
連鎖販売	■ 1件
電話勧誘	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ 6件
送り付け商法	0件
無店舗販売	0件
不明	■ 10件

消費生活に関する相談と思われる案件がありましたら、ぜひご案内ください。 時間/10:00~16:00 相談料/無料 相談/原則予約制 予約/住民登録地の窓口 ※住居地以外の窓口を利用することもできます。

月・木曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22-1111

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68-9748 金曜日 土岐市役所 広報広聴係 / 54-1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業